

(庶ろ-12-B)

令和3年6月17日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 内田哲也

最高裁判所事務総局民事局総括参事官 橋爪信

民事裁判書類電子提出システムの導入計画について

(事務連絡)

標記のシステム（以下「mints」という。）の導入計画については、別紙第1のとおりとすることとしましたのでお知らせします。

また、mintsの導入準備作業の概要については、別紙第2のとおりですので、併せてお知らせします。

については、所属の職員（裁判官を含む。）に対して周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙第1)

mints の導入計画について

第1次運用開始府（パイロット府）

1 令和4年5月頃の運用開始【習熟期間：令和4年2月から】

甲府地方裁判所本庁及び大津地方裁判所本庁

2 令和4年夏又は秋頃の運用開始【習熟期間：令和4年4月から】

知的財産高等裁判所、東京地方裁判所民事第8部、民事第29部、民事第40部、民事第46部及び民事第47部並びに大阪地方裁判所第21民事部及び第26民事部

※ 記載のない高等裁判所、地方裁判所本庁・支部、簡易裁判所についての導入時期については、現在検討中である。

導入準備作業の概要

1 導入準備作業の担当者

各庁の「民事訴訟手続のIT化についての検討を行う検討体」(以下「IT化PT」という。)

IT化PTが、最高裁との連絡窓口となり、中心となって導入準備作業を進めさせていただくことを考えているが、各庁の実情により、IT化PT以外の職員が作業を担当することは差し支えない。

2 導入準備作業の内容

現時点では、mints導入に当たり導入庁で行っていただくことを想定している作業は次のとおりである。

なお、具体的な作業内容や時期については、別途導入庁のIT化PTの窓口宛てに連絡する予定である。

(1) 導入説明会への出席及び他の職員へのフィードバック

円滑な導入準備作業を行うこと及びシステム操作方法等を理解することを目的として、習熟期間の始まる前の月を目安に、ウェブ会議を含む適宜の方法による導入説明会を行うことを予定している。出席者の選定及び会場の準備等について御協力をお願いしたい。

出席者はIT化PTのメンバーに限るものではなく、各庁の会場のキャパシティや職員の繁忙状況等を踏まえて御判断いただくことになる。

なお、導入説明会の出席者には、他のmints利用予定者へのフィードバックを行っていただくことを想定している。

(2) 他のmints利用者の操作習得へのフォロー

IT化PTのメンバーには、他のmintsを利用する職員へ操作習得のフォローを行っていただくことを考えている。そのための資料として、操作マニュアル

ルなどを準備する予定である。

(3) 習熟期間開始に向けた準備作業

ア 組織情報（部・係名）の届出

mints の利用に当たって、導入庁から、mints を利用する部や係名を最高裁判所に届け出ていただく必要がある。届け出ていただいた部・係名は業者の作業によって mints に登録するため、習熟期間が始まる 4 か月前頃に届出をお願いする予定である。

イ 職員のユーザ情報登録

組織情報（部・係名）が mints に登録され、習熟期間が開始されたら、各庁で、mints を利用する職員のユーザ情報を登録する必要がある。誰にユーザ情報登録の権限を付与するかについては、前記アと同様、習熟期間が始まる 4 か月前頃に届出をお願いする予定である。

(4) 単位弁護士会との連絡調整

習熟期間開始に当たっては、単位弁護士会に協力を依頼して、必要な説明を行う必要があり、連携して導入準備作業を進めていく必要がある（具体的な調整等については、改めて連絡する。）。